

議案第 127 号 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の  
制定について

議案第 127 号 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の  
制定についてご説明いたします。

資料の 3 ページをお願いいたします。

市立児童クラブが抱える課題を記載しております。

①の施設の狭隘化と②の支援員の不足については、これまでから  
小学校や幼稚園の余裕教室等の活用や民間児童クラブの誘致、そし  
て支援員の処遇改善や負担軽減のほか、研修等を通して保育の質の  
向上を推進してまいりました。今回は、③の受益と負担の不均衡の  
部分について、社会情勢が変化する中、20 年以上見直しがされてい  
なかった保育料等の保護者負担金を実情に即したのに見直し、  
持続可能な運営を行っていききたいという趣旨です。

資料の 4 ページをお願いいたします。

背景として、共働き世帯の増加等により、公立・民間ともに児童  
クラブの通所ニーズは増加傾向にあり、今後も増加が予測されま  
す。

資料の5ページをお願いいたします。

児童クラブの運営費については、保護者から徴収する保育料等と、国・県からの補助金等を財源とした公費で賄っており、左の図のとおり、国は、保護者負担と公費負担を1/2とすることを想定しています。

本市は、これに基づき、平成13年度の公設公営移行時に試算したのですが、社会情勢の変化等もあり、右の図のとおり令和5年度決算では、公費負担が約2/3になるなど、国が示す負担割合とは乖離している状況です。

資料の6ページをお願いいたします。

今回、保護者負担金の見直しを検討する参考として、国が示す負担割合とするため、保育料等をどの程度ご負担いただく必要があるのかを試算した表になります。特に、夏の保育料や物価高騰に伴う間食費（おやつ代）に乖離が見られます。

資料の7ページをお願いいたします。

そこで、国の示す負担割合を参考としつつ、一方で、市財政や家計に与える影響等も踏まえ、実情に即した市立児童クラブの保護者負担金へ見直すため、今回、児童クラブ条例の一部改正するものです。

改正内容については、4点です。

1点目は、登録料の廃止です。登録料は、児童クラブの通所登録の際、現在、生活保護・非課税世帯を除いて1万円をご負担いただいているもので、児童クラブでの事故等に備えて加入する傷害保険の保険料や、夏休み期間中における事業費の一部に充当しておりました。しかし、利用期間の長短に関わらず一律1万円をご負担いただくなど、応益負担の面に課題があること、また、徴収していない自治体（中核市）も多いことから、今回、公平性を確保するため廃止するものです。なお、廃止に伴い、これまで登録料から充当していた傷害保険料は、引き続き、保護者から徴収します。

2点目は、夏の保育料の改定です。特に、夏の保育料は、6ページに記載のとおり、国の基準と大きく乖離しています。夏休み期間中は、午前8時から保育を行うなど、通常の放課後と比べ保育時間が長く、熱中症対策経費もかかることから、記載の金額に改めるものです。

3点目は、小学校等の休業日における短時間保育の創設についてです。冬休み・春休み期間中に行う短時間保育について、現在も実施しているところではありますが、これまで条文記載がなかったことから、今回、規定を明文化します。

4点目は、間食等の提供に要する経費に係る減免です。児童クラブで提供している間食費（おやつ代）について、現在は、全ての保護者から同額を徴収していますが、負担が困難な方もおられることから、応能負担の考え方にに基づき、生活保護世帯・非課税世帯等を対象に、新たに減免規定を整備します。

なお、改正条例の施行日は、令和8年4月1日です。

資料の8ページから14ページについては、条例の新旧対照表です。

資料の15ページをお願いいたします。

改正前後の比較表になります。今回、全ての保護者負担金について他市比較なども行い検討した結果、通年保育料や延長保育料については、現行のまま据え置くこととしました。このように、今回の見直しについては、単に保護者負担金の値上げのみではなく、登録料の廃止や据え置き措置など、現在の児童クラブの実情に即した見直しを行うものです。

結果として、例えば、こども一人、通年保育の方であれば年間1万円程度の負担増、一方で、生活保護・非課税世帯の方であれば年間1万円程度の負担減となります。

資料の16ページをお願いいたします。

今後のスケジュールです。本案については、予め、大津市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会で関係委員に報告しておりますが、議決後、11月には児童クラブの保護者団体である大津市学童保育連絡協議会の総会で改めて報告し、順次、保護者、市民の皆さまに周知を行う予定です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。